第１回東北地区政策委員会協議内容

平成26年9月26日PM13：00～

宮城県知的障害者福祉協会事務局に於いて

参加委員）　中村伸二　菅尾修　奥田妙子　武田庄司　古川彰彦

欠席委員）　得田和明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（敬称略）

はじめに

井上会長より

委員会設立の主旨説明

政策委員会について

①当面の国への政策要望について

日本協会と協同し、優先課題である

・特定相談の進捗状況と今後の在り方

・グループホーム（消防法・建築基準・地域でのコンフリクト等）諸課題

・地域生活拠点施設について（今後の居住支援の在り方の方向性）

・社会福祉法人の在り方について

以上を中心に東北政策委員会で意見集約し要望をしていく。

②知的障害福祉に係る本質的な議論

度重なる制度改正に伴い改善された点もあるが、介護保険システムへの同化や常勤換算、日額、障害程度区分等は著しく専門性を後退させた。今後どうあるべきか、知的障害者の福祉の向上を図る本質的な議論をしていく。

③各県の政策課題の共有

地方主権の流れの中で、地方会が担うべき今後の役割を議論する。有益な情報や地方の単独の施策など共有化し、東北のレベル向上につなげる。

以上3点が挙げられた。

これに沿って、議論を進められるよう確認し、先ずは日本知的障害者福祉協会政策委員（父の夢　古川さん）より日本協会政策委員会の現況を報告いただく。

平成２７年度報酬改定に向けての課題整理。報酬改定検討会へ協会より意見具申しているが、あまり取り上げられていない状況。国の報酬改定チーム検討会では、（橘会長委員）

施設入所支援は潤沢に運営されているので報酬引き上げは必要ないという協会員の意見があると、野沢委員から厳しい発言もあった。

　基本報酬の引き上げ　計画相談支援、訪問系・日中活動系・居住系・訓練系・就労系サービス・障がい児サービス等領域で、課題整理し議論を進める予定。

食事提供体制加算の恒久化等も大事。

**（障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第６回（H26.9.8） 資料参照）**

各委員より

武田さん

協会は多くの課題をカバーしている。毎年、県協会、社協主催で予算対策協議を行っているが、定形の話ばかりではなく、現実的な優先課題を話あっている。

現在、課題なのがGH建築基準の問題。一般借り上げ住宅展開が主であるが、100㎡を超える住宅は協同住居へ用途変更が必要という問題、福島の200㎡特例を例に、県と話し合うが、建築部局での理解が得られない。改修に500万円ほどもかかってしまう。

菅尾さん

他県の話を聞いても、県独自の意見を取りまとめるが如何に大事か考えている。地元行政との対話を具体的に作っていきたいと考えている。現在見直しの障害福祉計画に数値目標として、入所定員の削減が記載された。現況では削減も難しいので、県議会議員等へ必要性を訴えていくところ。これから、会長と相談しながら県内の課題を整理し話し合う場を作っていきたい。

奥田さん

特定計画相談が心配である。仙台市内17カ所に委託しているが進んでいない。各法人事業所へ指定計画相談事業を立ち上げるよう働きかけがあるが、現行報酬単価だけでは現場の人を割くのは難しい。このまま年度末まで計画を作成出来ない場合はサービスを受けられないのか不安である。

中村さん

要望活動は県協会として、10月末までに取りまとめて青森県へ提言していく予定。特定相談の進捗は約80％を達成している。

以前から、国の基準以外に、県単事業で強度行動障害支援体制強化モデル事業等を創設している。重度化している事業所に600万～300万の助成を行っている。

古川さん

福島市でも、以前から重度加算という考え方を維持してもらっている。自治体独自で行なう施策等あれば、情報共有して要望活動へ活かすべきではないか。

各意見が出された。

それぞれの意見を受けて

## 計画相談に関して

◯特定相談に関して、今の状況でも国は経過措置の様なものは出される様子はない。法的には、今年度末で計画が成されない場合、サービスを受けられない事になるので、進んでいない行政は安易な方法に走りやすくなる。セルフプランも知的障害の方には不安である。

◯郡山市の場合、計画相談作成に関しての説明会を何回も開催し、現在利用が固定している方の利用パターンをモデル書式として提示し会場である程度作成できる仕組みを始めようとしている。間に合わせる為の暫定的な手段として。

◯指定特定相談事業者の所属する利用者への作成は認められるのか、仙台市は法人として中立な立場を保って欲しいという依頼がある。所属の事業所利用者への作成は避けるようにしたいが、この部分は地域で温度差があるのでは？モニタリングでは他事業所というのを保てばいいのか。

◯計画対象者の作成済みの割合が地域で違うが、優先的に作成をしなければならないのは、新規利用者と更新申請者で、支給決定が今年度切れない利用者は更新時に作成で構わないということを、行政や事業者は理解しているのか。

## GHに関して

◯今後消防、建築と基準が厳しくなる中で、新設しようとした場合、施設整備となり、それなりにスケールメリットを考え大規模化してくるのではないか。

◯そうなると権利条約にある、特定の居住施設にあたるのではないか。

◯福島県のように一般住宅を200㎡未満という独自の判断ができるよう、働きかけていきたいが、障害部局は理解しても、他部局は全く理解してもらえない。

◯GH制度が出来た時の「普通の暮らし」という理念を守るのは、我々知的障害者支援者ではないのか。

◯今後、支援区分が適正に見直され、GHの区分が上がる傾向にある場合、スプリンクラー設置対象になるホームが増えるのではないか。

◯建築基準、消防法どちらにも適合させようとすると500万ほどの整備なった。

◯GHも終の棲家ではない。次のステップの議論も大事。

## 今後の進め方

1.厚労省、国、他関係省庁への要望提言。（日本協会を通じて）

2.地元自治体へ向けて、地域性を通した具体的要望活動、提言。定期的対話活動。

この2点を中心に、優先順位の高い順から検討していきたい。また、地方での活動が活性化されるように、積極的な情報交換。地区会ホームページ等を活用し情報を共有発信していく。